

山口裁判：伊方3号仮処分広島高裁抗告審 第1回審尋期日は9月11日

2019年9月5日（広島）

山口県民が山口地裁岩国支部に提訴していた伊方原発3号機仮処分は、広島高裁に舞台を移し、この9月11日に第1回審尋期日が開催される。

山口県民が山口地裁岩国支部に提訴していた伊方原発3号機仮処分は、2019年3月15日に却下決定が下された。すぐに山口の申立人は広島高裁に抗告、担当部局は広島高裁民事第4部と決まった。（裁判長森一岳裁判官、右陪席鈴木雄輔裁判官、左陪席沖本尚紀裁判官。なお森裁判長は2020年1月15日に定年退官。）

8月16日に第2回進行協議が行われ、第1回審尋期日は9月11日で結審と決まった。（209号法廷）

審尋では双方各90分の時間でプレゼンテーションが、抗告人（住民側）、相手方（四国電力側）の順で行われる。申立人側（住民側）のプレゼンは①地震・中央構造線、②火山、③避難問題、④司法審査の枠組み の4つのテーマで行われる予定。

追加主張書面等は10月11日が締切。

当日の広島裁判の取組は以下の通り

12:45～13:30 広島高裁前集会 応援演説を行い、山口の仮処分裁判を広島市民に
広報する。また、審尋出席者の送り出しを行う予定。

▼当日の案内チラシ

https://saiban.hiroshima-net.org/report/2019/pdf/20190911_jp.pdf

当日の山口裁判の取組は以下の通り

16:00 広島弁護士会館3F ホール 開場
17:00 傾見込み 審尋終了次第、記者会見・報告会開始
18:30 記者会見・報告会終了

記者会見・報告会会場では開始を待つ間、「伊方原発をとめる山口裁判の会」応援団共同代表、那須圭子氏の写真展や「日本と原発4年後法廷版」の上映が予定されている。

▼伊方原発をとめる山口裁判の会 発行チラシ

https://saiban.hiroshima-net.org/report/2019/pdf/20190911_yamaguchi.pdf

なお山口裁判の連絡先は以下の通り

伊方原発をとめる山口裁判の会事務局（周南法律事務所）
周南市弥生町3丁目2番地 電話（0834-31-4132）

（了）

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる

被爆地ヒロシマが被曝を拒否する 伊方原発運転差止広島裁判

伊方原発広島裁判原告団事務局

〒733-0012 広島市西区中広町 2 丁目 21-22-203

e-Mail: saiban_office@hiroshima-net.org

URL: <https://saiban.hiroshima-net.org>

プレス担当: 哲野イサクまたは網野沙羅 (携帯電話 090-7899-4998)

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる